

○鏡島東地区住居表示整備事業住民説明会における質疑応答

・令和6年10月20日～10月27日 全4回

分類	質疑・要望	回答
住居表示実施について(全般)	●住居表示は岐阜市独自の制度なのか、国の制度なのか？	・住居表示は国が住所の表示を分かりやすくするために昭和37年に「住居表示に関する法律」を施行させたことにより始まった制度です。
	●インターネットが発達した現在では、住所を検索すれば、目的地にはすぐ行ける。大したメリットもないのになぜ、今になって鏡島東地区の住居表示を行うのか？	・鏡島では、順次住居表示を行ってきており、鏡島東地区だけが残っている状態であること。また、大規模な災害が起きた時、地元の住民、消防、警察なども被災しており、被災地の支援は外から支援に来てくれた方々頼みにならざるを得ない。そういった状況で、住居表示が行われていると地図を見るだけで大体の場所が分かり、支援がしやすくなります。災害に強いまちづくりを行う上で重要な事業であると考えています。
	●鏡島では鏡島中地区の住居表示を平成27年に実施してから約10年経過している。鏡島東地区の住居表示が後回しになったのはなぜか。	・鏡島中地区の住居表示の後に今回の鏡島東地区の住居表示を検討していたが、鷺山南地区の住居表示を優先し、平成31年に行った。その後、新型コロナウイルスの影響で、住民説明会等が出来ない状況となり、住居表示の実施が止まっていたというのが理由です。
	●住居表示の実施日を早めに教えてほしい。	・住居表示の実施日については実施の2～3か月ほど前に通知させていただきます。
	●新住所と旧住所の併用期間はどのくらいあるのか。	・新住所と旧住所の併用期間は設けません。住居表示実施日に変わります。ただし、住居表示実施の2～3か月前に、新住所についてのお知らせを送付する予定です。
	●郵便物は住居表示実施後も自動的に届くのか。	・住所がどう変わったかというのは、岐阜市のホームページ上でも公開する予定です。郵便局にも当面の間は古い住所でも届くようにしてほしいとお願いしています。過去の事例では、数年間は古い住所でも届くようです。

住居表示実施について(全般)	●住居表示実施区域外に居住しているが、建物と土地を鏡島東地区に所有している。住居表示によって住所、土地の地番が変わったという通知はもらえるのか。	・住居表示実施区域外に居住する方にも新しい住所、地番を通知する予定です。
	●住居表示実施に向けて現地調査を行うとあるが、現地調査員を装った詐欺などは今までなかったのか。	・今までに詐欺被害があったということは聞いていないが、そういったことがないように現地調査に入る委託業者には岐阜市が用意した身分証と腕章の携帯と提示を義務付けるようにします。また、現地調査の前に現地調査を行う旨の通知をお配りします。
	●同じ基礎番号の所に家が建った場合、住所はどうなるのか。	・枝番号を付けて、同じ住所にならないようにします。
	●住居表示について問い合わせる場合はどうしたらよいか。	・岐阜市ホームページ上にお問い合わせフォームがありますので、そちらで問い合わせください。また、市民課住居表示係宛てに電話でも問い合わせいただけます。
町名について	●新町名は鏡島東〇丁目ではなく、鏡島〇丁目がいい。	・町名は市議会で議決されるので様々な意見を聞きながら決定していきたいと思います。
住所変更手続きについて	●住居表示実施前に住所変更の手続きをすることは可能か。	・事実が発生した後でなければ住所変更の手続きを行うことが出来ないため、住居表示実施日以降にお願いします。
	●運転免許証や銀行など様々な住所変更手続きには住民票が必要なのか。必要だとしたら、1通300円かかるので負担になる。	・住所変更手続きには住民票は必要ありません。市が無料で発行する住居表示の証明書を持参すれば行うことが出来ます。
	●登記簿の所有者の住所変更手続きは無料でできるのか。	・岐阜市が発行する住居表示の証明書を提出いただければ、登録免除税は無料になります。
	●登記簿の所有者の住所変更手続きを高齢者が行うのは難しいと思うが、何か対策はあるのか。	登記簿の所有者の住所変更手続きについては、誰にでも簡単に手続きが出来るように法務局と申請書の様式等について協議しています。
	●マイナンバーカードの住所変更手続きについて、本人が手続きに行けない場合は、どうすればよいのか。	・代理人による手続きが出来る場合がありますので、詳しくは住居表示実施の2～3か月まえに配布される、住所変更手続きのパンフレットをご覧ください。

住所変更手続き について	●運転免許証の特別受付については独居の高齢者等が多いこともあり、市役所に出向くのは難しいと考えられる。そのため、徒歩や自転車で行ける鏡島公民館で開催してほしい。	・警察と協議して、場所や日程などを決定していきます。
	●住所変更による手続きにかかった費用を負担してくれるのか。	・住所変更手続きにによってかかる費用については各個人の負担となり、岐阜市では補助しておりません。鏡島南、鏡島西、鏡島中等を含めた過去、住居表示を実施した地区でも同様に住民の皆様にご負担いただいております。